

平成30年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年6月7日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 町民課長 斉藤明美 企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦 建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行
観光商工課長 小平春幸 会計管理者 市川清美
庶務係長 荻原義行

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午前11時56分

議長（西藤 努君） おはようございます。

これから本日6月7日の会議を開きます。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影と、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（西藤 努君） 日程第1 一般質問を行います。

最初に、4番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 子育て支援について

2. 公共施設使用料の設定についてです。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） おはようございます。

ただいまより、一般質問を行います。あいにく声を患っておりまして、大変お聞き苦しい声だと思いますが、ご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

まず1点目、若い世代の貧困格差の解消のための子育て支援策について、お伺いをいたします。

立科町では年間に100人ほどの人口減少が見られ、町に住んでもらえる若い世代の呼び込みが大きな課題となっています。町は子育て支援や移住・定住促進に力をおいた施策展開をしていますが、いまだ十分とはいえない分野が多く存在します。今回の私の質問もこうした分野での問題提起であり、大きな支援になることを確信しています。ぜひ、実現に向けて真摯に取り組んでいただきたく質問いたします。

まず、子育て支援の分野では、教育長並びに担当課長のご答弁をお願いいたします。

まず、若い世代の貧困格差が広がっている問題ですが、町としてどのような認識をお持ちか、貧困をどう捉え、当町はどのような実態であるか現状認識を伺います。

また、給食費の未納など、学用品費などの徴収の困難な実態、朝食を食べてこない児童、衣服の汚れ、お風呂に入れないなどの事象に現れる貧困の実態を、どのように把握し手立てをとっているのかについて伺います。

あわせて子育て支援に力を入れている町長から、まずこの分野での貧困格差解消のための決意、手立てについてお伺いいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。お答えをさせていただきます。

厚生労働省が公表をしている国民生活基礎調査の最新の数値では、全体の貧困率ですけれども15.6%、子供がいる現役世代については貧困率12.9%と報告されており、前回調査よりは2.2ポイント改善がされているものであります。子供のいる世帯では1割強が低所得層となっております。

議員もご承知のとおり、当町では18歳以下の医療費の窓口の負担以外の無償化、また保育料につきましては、国の基準を上回る第3子以降の無料化、また今年度より第2子の保育料半額化と、さらなる子育て支援対策を進めております。このような施策が結果的には、低所得者層への支援にもつながっているものだと認識をしております。

このほど、新聞報道でもありましたけれども、国においては2019年に予定をしている消費税の増税分を財源とした、幼児保育の無償化を2019年10月に前倒しをして実施をするとされております。この中では認可保育所の利用料については、3歳児以上は無料、ゼロから2歳児は当面、住民税非課税世帯について無料とする方針です。

このことについては、町も先行して、先ほどもお話したとおり、第3子の無料化また第2子の保育料の半額化をしておりますので、国のこの政策によって、また新たな財源が生まれることは確かなことだというふうに思っています。

また2020年度からは、大学などの高等教育の無償化に向けて、低所得者層を対象に授業料の免除や給付型奨学金の大幅拡充を検討しているようです。

そういう中で、町も先行して高校生手当並びに高校生等就学支援金のお願いを議案として上程もさせていただきましたけれども、残念な結果に終わっているのかなというふうに思っています。今後も、国の動向を注視しながら、町としてやるべきことは何なのか、検討していく必要があるというふうに考えております。詳細につきましては、教育次長より答弁をさせていただきます。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この間、町長が子育て支援に力を入れてこられたことは、町民も知っているところだと思います。また国としてもさまざまな形で無償化を進めるのは、どれほど若い世代の貧困化が進み、そして教育において大きな犠牲を負担を強いられているかということの、世論の反映だろうということだと思います。その上で、当町でこういうことができないのかどうかということで、提案型で今回も質問させていただきます。今回は、項目を幾つか上げさせていただきましたので、その項目に沿って質問をさせていただきます。

まず、産休明け保育、ゼロ歳児の実施に向けての進捗状況について伺います。これについては、当町では11カ月から預かる体制はありますけれども、産休明けからすぐというわけにはいきません。これまでは、祖父母世帯が同居するなどのことがありまし

たが、若い世代の転入やあるいは移住政策などによって、まだ子供ができていない世代などもどんどん転入をこれからされるわけですので、やはり支援が受けられない家庭が増えてきているということも含めれば、産休明けから預かる体制をつくっていかなくてはならないと、これは時代の要請だろうと思います。現在、それに向けての進捗状況、どうなっているのか、実施できない理由、課題は何なのかを伺います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

産休明けというのが、一般的には育児休暇が1年というふうにいわれておりますが、今町では産休明けの1歳になる月、このときにはまだゼロ歳児、11カ月ですのでゼロ歳児扱いになるんですが、そこからの保育の受け入れはしております。前年度に、保育料につきましては入所の希望をとり対応しているところでございますが、ゼロ歳児につきましては、3人に対して1人の保育士を手当てする必要があるとございます。

こういった事情もあり、申請のなかった方からの年度の中途からの申し込みについては、保育士の手当ができずに、場合によってはお断りする場合もあるというのが現状でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 実際に立科町では、産休明け、一応公務員などは1年間の産休が保障されていますけども、民間ではなかなかそうはいかないし、また職場からすぐに復帰というふうに求められている場合も多いと聞きました。

これから、若い世代を呼び込む上では、これはなくてはならない制度だと思うんですが、既に飯綱町などは6カ月から預かるとか、佐久穂町などもそういう体制になって進んでいます。これは、一刻も早く行わなければならない。3人に1人の保育士が必要なのは、もうそれは規定であるわけですから、これは本当に財政措置が必要になってくるわけですが、これについてはいつごろまでということで、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 去年ですかね、保育所運営委員会検討委員会というのが開かれまして、そこで6カ月から受け入れをしたらどうかという諮問がいただいております。ただこれ、今の保育所では面積的な問題もあって、すぐにといいわけにはいかないです。適当な場所、それからどのような施設設備をつくるのかということ、今検討しているところであります。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 昨年もお答えだったんですが、いつごろ実施のめどとして検討を進めるのかということですね……。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） できるだけ早く対応したいというふうに思っています。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この点でも若い世代を呼び込むということでは、立科が産休明けからもしっかり預かれる体制があるということは、大きな要因になろうかと思えます。この点では、できるだけ早くというふうな言葉はわかるんですが、やはり具体的に用地の確保や人の手当や財源措置や、具体的なことをやらなければ進んでいかないので、目標設定、来年度あたりから実施ができるように強く求めておきたいと思えます。

次にいきます。2点目は、病児・病後児保育実施への要望が強いということで、ぜひ実施をという質問です。

あるご家庭から、どうしても仕事が休めないときに、ぐあいの悪い子供をみてもらえる病児・病後児保育を当町でもぜひ実施してほしいと訴えられました。祖父母家族が同居している、あるいは近所にいらっしゃる家庭は、こうしたときに子供を見てもらえるという支援をもらいますが、核家族として転入してこられた家庭としては、そうした支援はありません。

また、隣近所ともそうした人間関係が築けていないことも多いので、子供が病気になると途端に困ってしまいます。特に当町が、若い世代に移住促進を進めていくためには、この制度は欠かせないと考えます。この問題について当町の取り組みはどこまで進んでいるのか、実現に向けた課題は何かを伺います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

現在当町では、佐久定住自立圏の協定によりまして、病児保育については浅間病院、病後児保育については佐久市の岸野保育園で利用可能となっております。町独自で対応するには専用の看護師さん、また保育士さんと専門のスタッフの確保ですとか、医療機関との連携、また病気等ということもありまして専用の保育場所の確保が課題でありまして、病児・病後児保育のためだけにこれを整えるということでありまして、費用対効果の面からも少し厳しいものがある、難しいと考えております。現状では、広域で対応するのが一番ベターかなとそんなふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この点等も全く先ほどと同じですが、病気になったときに預かってもらえる体制があるということが、若い世代を呼び込む上で大きな条件かなというふうに思っております。

ただいま病児・病後児保育には専門的な医療機関、看護師、保健師などの専門スタッフが必要だというお答えでした。そこで、ひとつ紹介したいんですが、佐久穂町では、千曲病院というのが町立病院としてあるそうで、その看護師さんたちの子供を預かる院内保育所があるそうです。そこに保育士さんもいらっしゃるの、病児・病

後児を別室で対応すると。看護師さんもいらっしゃいますし、保母さんがいらっしゃるの、申し込みがあればその方たちに来ていただいて対応できるということを去年からやっているそうです。

また、飯綱町なんかでは、これまたびっくりしたんですけど、場所が病院かと思いきや、何と教職員住宅の1室を借りてやっているそうです。看護師と保育士が必要なんですが、それはここでも若いママたちの仕事の就労のさまざまなイベントというか、例えば立科だったらパソコン研修を今度ふるさと交流館でやることになっておりますけれども、そのときの若いママさんたちの子供を見るために保母さんを雇って、安心して勉強に臨めるようにすると、そういう体制をつくっているんだそうですが、その保育士さんを派遣してくれている会社をお願いをして、あしたお願いをしたいんですけどと言うと、その会社から看護師さん、保母さんが派遣をされてきて、教職員住宅の一角をそこに充てると、そういう工夫をしているそうです。随時病児・病後児保育があるわけではありませんで、そういう事態が生じたときに電話をして、翌日スタッフを派遣していただくということで、お近くで見ることができるといこと、そういう体制をつくっているそうです。

そこで、私も考えました。佐久浅間病院や、それから岸野の保育園までは、車だったら30分以上かかるわけです。朝の忙しいときに、その病院に送り届けて、なお仕事場に急ぐというのは大変無理があるかと思えます。立科町では、特養ホームのすずらんの中にキラキラハウスがありまして保母さんいらっしゃいます。特養ホームで働くヘルパーさんのための保育園が開設されているわけです。こういうことを考えると、どこかあいた1室を確保していただいて、病児・病後児保育が可能なのではないかと、そういう工夫はできるのではないかと。この飯綱町と佐久穂町の実例から考えますと、特別な施設がいるわけではない、ただ専門のスタッフが必要だということと、1つ通常の子供たちの保育とは違う、病気や風邪なんかうつっちゃいけませんので、1つ離れた部屋が必要だという、この2つが条件だと聞きました。こういうことから考えると、立科でも十分可能ではないでしょうか。ぜひ研究すべきだと思いますが、ご所見を伺います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 病児・病後児保育を行うに当たって、多分施設的な要件、トイレですとかそういったような沐浴室ですとか、多分そういった要件も出てくるのかなというふうには思っております。そういった要件が、今議員さんのおっしゃられた場所で確保できるのかどうか、それはちょっと今私この場では承知はしておりませんが、参考意見としてお伺いをさせていただきます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 佐久穂町の議員にこの件で伺いますと、やっぱりこれはやる気一つだよ

と、常時病児・病後児がいるわけではないので、そういうことがあったときに受け入れられる体制をつくるという気構えがあるかどうかにかかっているというふうに伺いました。そんなに大きなハードルではないというふうに伺いました。

それで、先ほどの産休明け保育と併せて病児、病後児保育も、やっぱり安心して子育てができるという、そういう制度が立科にはあるんだよということを発信することも、とても重要なことだと思います。この件については、もう一度教育長のほうから病児・病後児保育の実施に向けての研究、決意を伺いたいと思います。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 実は、教育委員会も保育士が必要ではないかということは、町長とも検討しております。また、本町にも教員宿舎が近くにあるので、そこをさっきのゼロ歳児保育の場所とかとして使えないかというようなことも検討している最中でありま

す。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それを伺って安心しました。ぜひ一刻も早く実現をしてほしいと思います。それは子育て家庭の皆さんから切なる願いでした。おじいちゃんやおばあちゃんに見てもらえるところはいいけれどって、やっぱり核家族できた私たちは本当に不安だっというふうにおっしゃっていました。そういう点では、子育て支援という点で、これも病気になったときの対応というのはとても大きな心配事ですので、ここは早急にやっていただきたいなと思っております。この点についても町長、一言お願いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

保育士に関しては、年々、正規の保育士の採用という形の中で充実を図っていく、このことについては、教育長と話をしていく中で、これから起こり得る、やはり保育の充実ということに関して、やはり職員のスタッフを増やしていくということは行政として必要なことだというふうに感じています。

しかし、今どこの行政でも保育士のなり手がいない、人が不足をしているということもあるわけですから、そういうことの中で踏まえて、やっぱり考えていかなければいけないのかなというふうに感じております。

また病児保育に関しては、やはり病気にかかっているお子さん、また病後ですけれども病気の後という形になると、やはり看護師というものが、私は必要になるのかな。安心して仕事をお母さんたち、また親御さんにしていただくには、やはりそういうふうな体制の整備というものが、まず第一になければいけないのかな。当町にはほかの佐久穂町、また御代田、軽井沢みたいに病院を抱えているわけではないので、そういう中でもしっかりと、そういう体制の整備の中で考えていかざるを得ないというふうに考えています。

そういう中でも、やはりそういうニーズがあるということは、教育長とも把握はしている中で検討していき、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 看護師と保育士の確保は最低限必要なことです。先ほど紹介しましたけど、飯綱町なんかでやっているのは、看護師、保育士を派遣する会社があるそうです。これをしょっちゅう、しょっちゅう常時滞在するわけではないので、スポット的に必要になったときに派遣をお願いするようですが、そういうこともぜひ研究していただいて、病児・病後児体制をつくるということの方向で、真剣な議論をお願いしたいと思います。

次にいきます。3点目は、義務教育の無償化、実質無償化の実現をということです。まずaとして、給食費の無料化で経済的支援をということです。去年の6月にも同じ質問をいたしました。若い世代の経済的な困窮は、平成27年長野県の子供の家庭実態調査の中でも、非常に深刻な実態が明らかとなっております。それで、経済的な支援を一番望んでいるというのが、アンケートの結果からも見られているところです。

それで、給食費の順次実施をというところで、前のお答えは、当分は考えないというお答えだったんですけども、少し矛先を変えまして、2つの点を提案したいと思います。

一どきに小学校1年生から中学3年生まで全部給食費無料にすると3,100万円ほど財源がかかります。しかし、1学年ずつ増やしていったらどうでしょうか。大体小学校305人、学年で50人前後として計算してみますと、大体年間330万円もあれば実現できることになっています。今年は小学校1年生、来年は2年生って、段々段階的に無料化を広げていくという方法もあります。それが一つ。

もう一つは、これまた佐久穂町で伺ったんですが、小学校、中学校の給食費に対して補助金を出しています。佐久穂町は小学校1食280円だそうです100円の補助を出しています。中学では120円だそうです。これ立科町に当てはめると305人全員100円でひと月に20日間給食があったとして12カ月計算すると732万円の財源が必要になります。

しかし、親にとってみれば20日間給食をいただいたとして、5,400円の給食費が2,000円減額になる、3,400円で済むという大変ありがたい結果になります。毎年段階的に給食の無償化を進めるか、あるいは食材費を100円支援するかなど、さまざまな手立てが考えられると思うんですが、給食費の無償化に向けた検討についてはいかがでしょうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

小中学校の給食費の無償化ということで、これには以前にも同様のご質問をいただ

きました。

現在ですが、児童生徒の給食材料費分、平成29年度の決算では、小中学校あわせて約2,820万円ほどとなっております。またこの給食材料費のほかに一般財源で小中学校の給食関連の経費、これ平成30年度では約2,570万円計上させていただいております。給食材料費とあわせるとこういった給食関係の経費、合計では5,390万円ほどになろうかと思えます。

このうちの給食の材料費分のみを保護者の皆さんから、小学校では1食270円、中学校では1食300円、ご負担をいただいているというのが現状でございます。今の自校給食、こういったものを継続して、また食育というものを推進していく上でも一定の財源を確保するためにも、やはり児童生徒が食する食材については、現在のところでは、応分の負担を保護者の皆さんにいただくというのが妥当ではないかと考えております。

一気にの無償化でなくて段階的にというお話もいただきましたが、支払う学年と無料の学年が混在するというのが、多分保護者の皆さん方の理解をちょっと得づらいんではないかと、そんなふうを考えております。そういったことから、そういった段階的というのは難しいかなとそんなふうに思っております。

なお、低所得層であります準要保護の世帯の皆さんにつきましては、就学援助費の中で給食費分を助成しております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 本当にひとり親家庭の貧しいところでは、食事が2食しかないというところもあるそうです。そういう点では給食の果たす役割は大変大きいわけですがけれども、やはり給食代、食費の分を軽減するというの、今全国的に大変広がっております。全額無償にしているところは2年前でも45の自治体がありました。食材費の補助なんかも含めると相当の自治体で広がっています。こういう点でも経済的な支援を進めるという点では、今言ったように食材費への補助、あるいは段階的に進めるというのは大変有効ですし、また学年によって無料のところとそうでないところがあるとしても、段階的に進めてやりますよということが発表されれば町民の方は歓迎してくださると思います。この点について教育長、よろしく願います。一言願います。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 長野県内でも給食費を無料にしている自治体はかなりあります。それは子供の数が非常に少ないところでは、うちの規模で無料にしているところは、まずないと思えます。

私どもの小学校、中学校は、自校給食を売りにしています。安心で安全な給食をぜひ子供たちにこれからも供給したいということで、それなりの負担はいただかないと、

多分、センター化とかそういうふうになると大変困ると思います。ということで、今のところ考えていないということでもあります。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 大変残念なお答えでした。子育て支援という点で、経済的な支援を大変待たれているという点からすると、この給食費の無償化も私は時代の要請だろうということを一言申し上げておきたいと思います。またいつか質問いたします。

次に、就学援助制度の前倒し給付について伺います。これも質問いたしました、今年の2月から就学援助、小学校に上がる前、あるいは中学校に上がる前に、事前に入学金準備金に充てるものを支給するというお答えをいただきました。実際はどうであったのか、また実施してみて課題はあったのでしょうか、お聞かせください。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

平成29年度より、要保護、準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学の学用品費につきましては、前年度に前倒しで支給ができることとさせていただきました。人数等は、公表するとちょっと差しさわりがあろうかと思しますので控えさせていただきますが、小中ともに新1年生数名の申請がありました。対象となる新1年生に対して前倒しで支給した率は、小学校で約60%、中学校で約50%でございます。実施に当たっての特別な課題というものは感じておりません。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 実際、就学援助に値する所得の方たちというのはとても多いんですね。だけど実際は申請する率は大変低くて、小学校で9%、中学校で11%でした。長野県全体が低くて、県の統計でも10%くらいですが、本当は子供の貧困率、先ほど伺いましたところ、厚労省によると15.6%あるわけですから、相当まだ支給、就学援助の対象になるのに申請していない家庭が多いと思われれます。引き続きこの点では周知徹底をお願いしておきたいと思います。

また、特別な課題はなかったということなので、それは所得の把握は保育園の保育料であったりすれば事前にわかることですし、中学においても小学校の所得段階、所得がわかりますので、課題が特別あるわけではないということだったので、より経済的な困窮する家庭の方たちが支援が受けられるように、これからもPRをよろしく願いいたします。

次にいきます。4点目は、保護者負担の軽減の努力を。実態と改善へのロードマップをという質問です。憲法の13条には、教育費はこれを無償とするとあり、行政には無償化を保障する義務を課しています。小学校、中学校における保護者負担の実態はどうでしょうか。入学準備、月々の授業に必要なさまざまな物品購入、夏休みの副読本や学習教材、野外学習や修学旅行費など、年間の保護者負担金はどれほどになるか。

またこうした保護者負担金を減らしていく努力をどのようにされるか伺います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

入学に際しての必要な経費でございますが、小学校ではかばん、体操着、上着、エプロン等で約2万5,000円、それから中学校ではかばん、体操着、上履き、制服等で男子は6万3,000円、女子は約7万円となっております。また、副教材費等に充てる学年費と修学旅行ですとか登山、キャンプ等に充てる旅行積立、これの年額の合計の保護者の負担額というのが、小学校1年から4年生が約3万円、5年生で3万5,000円、6年生で4万円、中学校1年生で3万7,000円、2年生で4万4,000円、3年生で約10万円となっております。給食費につきましては、小学校で年額の負担が約5万5,000円、中学校で約6万円となっております。

義務教育にかかる経費の無償の範囲については、議論が分かれているところだと思っております。憲法の解釈につきましては、最高裁の判例でも授業料不徴収の意味とされており、一般的には教育基本法ですとか、教科書の無償措置法によりますと、授業料や教科書が無償の範囲と解釈されていると思っております。

したがって、個人に帰する経費につきましては、応分の保護者負担が妥当ではないかと、今の時点では考えております。なお、低所得の層であります準要保護の世帯の皆さんには、申請によりまして就学援助費の中で新入学の経費ですとか学用品、修学旅行費や給食分の助成をしているところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 憲法のことを言いますね、これを無償とするというのは学用品、授業料を含めた、それだけではなくて学校の教育活動にかかわる全てのことが教育費として認定をされるのは普通のことだと思います。だからこそ、高校なんかでも就学援助で奨学給付金というのも出されまして、従来の学費、授業料などのほかにも、ちゃんと教育活動に付帯するものとして支給がされるようになったと私は認識をしているところです。

今、保護者の負担をお伺いしましたが、小学校で6年生だったら4万円、給食費含めれば5.5万含めれば、約10万円くらいの負担になるわけです。中学校で3年生になれば16万円の負担ということで、大変所得の少ない、また若い世代にとっては厳しい事態ではないかなというふうに思います。やはりこれ、経済的な負担を減らしていくというのは、行政に課せられた仕事ではないかなというふうに思います。

それで、一つ言葉を紹介したいんですが、これは2015年かな平成27年、長野県が子供の持っている家庭の実態調査をしたところです。するとこの子供たちの自由記述欄ですが、特にひとり親家庭の方たちなんかの子供から大変記述が多く寄せられていますが、習い事をしたいけれどもお金がなくてできなくて悲しいとか専門学校に行くお

金がない。お金があまりないので、将来をしっかりとするためお金をいっぱい増やさないといけないので心配だと。毎日母が遅くまで働いていて、いないから寂しいとかです。ね、さまざまな答え、言葉が寄せられております。そしてまた子供たちでは、早くから将来を諦めるといいますか、お金がないということで、お金があまりないから専門学校に行けるか心配とか、家族が死んじゃったら生活はどうするのかとか、大学入学の資金が心配とか、中学生でも勉強がわからなくなったとき塾に行けるか心配、お金がないから将来の夢はかなわないんじゃないか、お母さんが死んだら高校にも行けないと思うとか、本当に小さな胸を痛めているのが、そのアンケートの中です。語られているところです。やっぱり保護者の負担を減らして、子供たちが夢を持って勉強に励めるようにしていくというのは、行政の仕事ではないかなと思います。

一番行政に望むことの第1位は、ごめんなさい、将来の夢をかなえるために必要なものは何かということで、ひとり親家庭の子供は、まず学力、勉強が大事だと考える人は7割です、76%。次いで2番目にお金が欲しい、必要だと考える子が66.5%もいます。この点でも経済的な支援が本当に待たれるという事態が明らかになってくるかと思えます。

それで今、保護者の負担金がこれだけかかるということを示していただいたんですけども、この保護者負担金を減らすということで、やはり段階的な努力をしていかなくちゃいけないと思うんですが、この点での考え方ですね、教育長並びに町長について伺いたします。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 言われることはもっともだとは思いますが、それやはり国の支援策、それから他市町村、それから何よりも一般の町民の理解を得られる状況になったら考えていきたいというふうに思います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に今、教育長の言ったとおり、村田議員のおっしゃることはごもっともなことだと思います。しかし、いろいろな部分でこの財源、またそういうことに対して、どういうふうに住民のまた町民の皆さんの理解も得られるかということも、しっかりと検討はしていかなければいけないというふうに思っています。

小学校また中学校、保育園もそうですけど、やはりPTAの皆さんともお話をする機会をつくっていかなければいけないというふうに思っています。そういう中で、皆さんがどういう思いがある、また子育てにどういう思いがあるのかということもしっかりと聞きした中で、こういうふうな施策、新たな施策、また国もこの子育て、また教育については非常に注目をしている、これはやはり少子高齢化といわれている、日本の人口も年々減ってくるだろう、この国をつくっていくのはやはり若い世代だということは、やはり国も認識はしているというふうに思っています。

そういう中でもしっかりと前に向いて、この立科町は保育園から高校までありますので、しっかりとした子供の教育ということは、教育委員会とも協議をしていきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） しっかり考えていきたいということですので、前向きな新しい制度新設に向けて努力されることを望みます。

次に5点目ですが、就学援助制度を受けている家庭の、今度高校生への町独自で奨学給付金制度をつくって支援をしてはどうかという質問です。

町長が2度にわたって提案した高校生への就学支援金制度は、残念ながら2度とも議会で否決、削除され実現しませんでした。

しかし今、100%の進学率である高等学校での教育は、当町にとっては、町民にとって義務教育に準じた位置づけとなっていると考えます。ここに行政からの支援するのは時の流れであり、時代の要請であると考えます。

こうした国民の声を受けて、高校の授業料については、所得制限があるとはいえ無償化に向けて大きく前進しました。しかし、授業料以外にも多くの出費が必要となります。教科書、副読本、制服、体操服、部活動、そして給食がないためお弁当、そして何より通学に必要な交通費、平均で公立で45万、私立で104万、年額かかるといわれています。学校によってはアルバイト禁止というところもありますが、母子家庭などの経済的に厳しい家庭の子供は、学校に内緒でもアルバイトせざるを得ないという実情もあります。経済的に恵まれない家庭の子供がアルバイトに追われて、安心して高校生活を送れないということがあってはならないし、子供の可能性が経済的な問題で閉ざされてはならないと考えます。

そこでまず第一段階として、小中学校で就学支援助を受けていた家庭の子供たちを対象に、高校生向けの就学援助制度を創設してはどうかと考えるものです。これについてはいかがでしょうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

県の制度でも返済不要の高校生等奨学給付金の制度ですとか、また奨学金制度があり、先ほど町長が述べましたように、今現在国でも高等教育の無償化に向けての一環で、給付型奨学金等の大幅拡充を検討しているところでございます。

今、議員のほうからもおっしゃられましたが、去年は高校生手当、また今年は高等学校等就学支援金ということで上げた予算が残念な結果となりました。私どもとしましては、国の動向も注視しながら町が補完すべき部分があるのか、今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この点でも、先ほど言いましたように、学費以外にかかるお金については、県のほうの制度として、高校生等奨学給付金というのが制度としてあります。しかしここは生活保護世帯と非課税世帯に限られるわけです。非課税ではないけれども、やはり大変厳しい暮らしをしている人たちが相当いらっしゃるわけなので、例えば児童扶養手当を受け取ってきた世帯に対しては支給をすとか、恐らく国の基準も、この生保世帯あるいは非課税世帯に限られるような、ごく一部の支援ではなかろうかというふうに推察されるわけなので、町としてやはり町の未来を担う子供たちの高校生活支援ということでは、児童手当を受け取っている世帯にまで広げて支援をする必要があるんじゃないかなと思います。

これについては、例えば高校ではありませんが、飯綱町などでは教材費というのを小中学校全ての子供たちに対して、年間1万円の教材費の支給をしているというふうに聞きました。立科町でも、このように高校生の世帯に対しても、児童扶養手当の対象となる場所、あるいは児童手当の対象となる世帯に対して、こういう制度を設けてはどうかと思うわけですが、これについては制度的な問題なので、経済的な支援というところで新設を望むわけですが、これから国も考えるということであれば、そう長い時期うちがやらなきゃいけないということでもないだろうし、あるいは国の支援が得られれば町の持ち出しはわずかで済むということも予想されるわけなので、この点でも一歩進んだ政策展開として考えてはどうかと思うんですが、これについていかがでしょうか。これは教育長伺います。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） これもおっしゃることはもっともだと思いますけれども、そういうかわいそうな子供が困らないように、私どもは蓼科高校を全面的に支援しているわけでありまして。なお、何回もこれ議会で答弁させていただいていますけれども、高校生用の奨学金制度を目下検討しているところであります。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 高校生用の奨学金制度を検討していらっしゃるというお話を、今初めて聞いたんですけども。高校生手当については残念ながら否決されてしまったんですが、それとはまた違う形の奨学金制度ということでしょうか。もう少しお聞かせください。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 議会で否決されたということは、要するに町民の理解が得られなかったということなので、それはそれでいいですけども、それ以外の、私議会で何回もしゃべっていると思いますけども、高校生用の奨学金制度を今考えています。それとは別です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ぜひ、経済的支援を強めるという点でお願いしたいと思います。

最後に、お金の問題をおっしゃいましたが、私立科町はお金はしっかりあるというふうに思っております。それで総務課長にお伺いいたします。財調あるいはふるさと活性化基金、現在幾らあるでしょうか。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 平成29年度末の状況でございますが、財政調整基金が16億2,400万円ほど、それとふるさと活性化基金、これが7億6,000万円ほどございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 一般会計が44億くらいの財政規模のところで、33億も基金をため込んでおくのは、私はため込み過ぎだと思います。必要なことをやらなければお金はたまりますので、やはり必要な手立てをとるところに財源を使うべきだと思います。お金がないということは理由にならないと思いますし、また今新たな奨学金制度や子育て支援策を考えていらっしゃるということなので、ぜひ財源を活用して、早期に実現することを期待したいと思います。この点について、こうした財源も活用しての経済的支援ということで、もう一度町長お願いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今、総務課長からも答弁があったと思いますけれども、一応財政調整基金もあることは確かですけれども、やはり緊急事態また災害や何かにも使っていかなければいけない、そういうために基金として積んであるというふうに私は理解をさせていただいております。

それが多いか少ないかという部分の中では、非常に議論もあるというふうに思いますけれども。またふるさと寄付金については、今回はふるさと寄付金を活用した高校生支援というような形も提案をさせていただきましたけれども、残念な結果に終わっている。そういうことも踏まえた中で、しっかりとこの財源をどういうふうに確保していくのか、財源をどういうふうに利用していくのかということは、しっかりと検討をさせていただきながら進めているというふうに私は認識をしています。

今議員のおっしゃったように、大きな基金が残っている、寄付金もあるではないかというような議論もあるとは思いますが、それにはしっかりとした目的も、また今後起こり得る、町として必要な部分に充てていかなければいけない財源だということも、ご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 災害時とおっしゃいますけど、災害になったときは、それはそれで国から特別交付金がありますので、まずは現在生きている町民の暮らしを応援する、子供

たちを応援する、ここに注力してほしいものだという一言申し上げたいと思います。

次の議題に移ります。2点目、町の公共施設の使用料についてです。

町の公共施設というのは、町民の福祉や町民活動の場、支援のためにあると認識しています。原則として無料にすべきではないか、有料の場合は営利を目的とする場合に限定すべきではないかとの趣旨での質問です。

先日、町民団体から訴えがありました。人権センターを1日借りたとき、調理室と会議室を借りて2,000円の使用料がかかったという問題です。9条の会が人権センターを使って地元でとれた豆を使ったみそづくりをし、会員相互の親睦とふれあい園の皆さんとの交流をしたときの使用料が発生したというものです。

また、老人福祉センターを利用した際にも、半日で5,100円、午前、午後で1万3,600円もかかったというものです。利用料は無料であっても、使用料がかかるということになると、町民の自由な活動に大きなハードルとなります。施設料がかかれば参加する人に負担してもらわなければ活動はできません。目的が営利でない限り無料にすべきではありませんか。

町民活動をより活発にする上で、施設使用料の徴収は大きなハードルとなるものです。条例を見直し、原則無料にし、有料の場合のみを厳しく限定すべきではありませんか。町長の見解を求めます。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

公共施設は、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設であり、地方自治法第244条で公の施設の設置について規定をされています。

立科町では、設置をする公の施設については、自治法に基づき、設置及び管理に関する条項、事項を条例及び条例施行規則で定めております。それぞれの施設ごとに設置目的、使用者の範囲、使用料などにおいても規定がされておりますが、基本的には町民の福祉の増進に資すると認められ、また施設の設置目的に沿った使用ということであれば、減免規定により対応をしているところであると聞き及び、私も承知をしております。

詳細につきましては、私よりも担当課長より申し上げたほうが適切だと思いますので、担当課長より申し上げます。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町民の福祉の増進ということが目的だということなのですが、それぞれ

の施設の利用の条例などを拝見しますと、必ず使用料は収めるものとするという文言は書いてあるわけです。やはり町民の福祉の増進ということであれば、原則無料とするということで、なお以下の場合には有料とするという逆の規定というんですか、そういうふうにするべきではないかというふうに私は考えるわけですが、これについて町長のお答えありませんでしたがいかがでしょうか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） だから先ほども申し上げたとおり、詳細については、私はその規定によって、今お話しをしたとおりで進めているというふうに感じています。

今どういうふうな、村田議員がおっしゃったような使用でこういうふうなお金がかかっているというのを、どういうふうな形の中の申請で上がってきたというのは、担当の課長のほうが詳細なご説明をできるというふうに思っていますので、町民課長並びに教育次長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

使用料の減免の規定でございます。これは、条例で定めております教育委員会管轄では中央公民館、これは国及び地方公共団体または町内の各種団体が町民の教育、文化、産業、福祉の向上及び公民館活動等に使用する場合、減免ということにしております。

また、人権センターにつきましては、国及び地方公共団体及び町が必要と認めた団体が、福祉厚生、教養文化の向上を図るなどに使用する場合に、使用料の減免をするということで規定をさせていただいております。

町民の皆さんの中には、こういった公共施設、使う人また使わない人等がいるかと思えます。その使用目的によって、営利を目的とするもの以外は何でもかんでも無料というのは、少し目的から外れることもあるのかなとこんなふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 町民課より、ご質問の老人福祉センターの使用について説明をさせていただきます。

老人福祉センターにつきましては、老人の福祉増進を目的として設置され、申請許可により集会室、教養娯楽室、機能訓練室を使用することができます。対象範囲につきましては、おおむね60歳以上の町民とその構成団体、また町や教育委員会主催の老人対象の事業参加、その他特に町長が認めた場合につきましては、使用料は無料、国や地方公共団体が使用の場合等につきましては減免規定がございます。その他町民以外の利用や営利が伴う利用につきましては、規定どおり使用料を収めていただいている状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 通称耕福館、交流促進センターでございますが、こちらについてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、管理条例の第11条の2第1項第2号こちらにおいて、町民または町民で構成される団体が非営利目的の活動に使用する場合、この場合におきましては、調理実習室、工作実習室、研修室、この部屋があるんですけども、こちらの使用料を減免することができるということでございまして、基本的には町民の方は無料ということになっておるところでございます。

ちなみに実績だけ申し上げますと、平成29年度ですが、町外の団体による使用料ということで3回、延べ42名、9,200円、これは町外の方ですので有料使用でございます。

また、みそ加工につきましては、町民のみの利用でございますが、こちらについては30組11万8,680円ということで有料となっております。ちなみに町民、町民の団体による無料使用は48日ありまして、延べ887名の利用をいただいております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） いずれの施設も社会教育法の規定の中で規定されたものなんですね。中央公民館は使用料を収めなければならないという規定がありますが、これは社会教育法の中の教育の機会均等、憲法で規定されている社会教育も含めた、教育の機会均等からいくと、使用料は無料ということになろうかと思えます。

老人福祉センターの場合も、先ほどの9条の会なんか60歳以上でした。町民でした。しかし有料になっております。町外の方が多くいるかどうかのチェックはありませんでした。

人権センターについても同様です。ふれあい園の皆さんとみそづくりをやりましたけれども、いずれも町内の方ですが有料でした。

それから耕福館については、町民は無料ということになっておりますが、規定によると1回100円という規定もあります。しかしみそづくりと餅づくりについては、1回1,000円という規定があります。これについても、自分のところでできた豆を使ってみそをつくと、町民のコミュニティの場でもあることから考えると、このみそづくり、餅づくりというのは、非常に高い値段設定になっているのではないかなと思います。これ1回100円でいいのではないかというふうに思いますので、この点では使用料の見直しをすべきだというふうに思いますので、これについてのお答えをお願いいたします。

議長（西藤 努君） 誰に答弁求めますか。

4 番（村田桂子君） 教育次長と町民課と。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 基本的には営業ですとか町民の皆さん、町民の団体の皆さんでしたらそういった福祉の向上ですとか、そういったことに使う場合については無料で使われているケースが多いと、ほとんどそういうケースで使っていると思います。

先ほど申しあげましたけれども、例えばまた個人で施設を使うとかそういった場合も無料にするとかということになると、使う人、使わない人との差も出てきますし、何ていいますか、すいません、ちょっと考えをまとめます。今の基準で、一応先ほど使用料減免の規定も申しあげました、それに収まっていれば無料で使えるということでございますので、現在の規定で私はいいんではないかとこんなふうに考えております。ちなみに、昨年度中央公民館の場合には1,094件の使用回数がありまして、そのうちの有料がほとんど営業行為、それから会社の会議等で33件の有料件数となっております。

以上です。

議長（西藤 努君） 村田議員、答弁をもらって、それで許可時間終了しますので、終わりとしますので。答弁までは許可します。斉藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） お答えさせていただきます。

現状の条例どおり運用していく予定でございます。ちなみに29年度の実績につきましては、使用料の徴収実績はございませんでした。

以上です。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 先ほども申しあげましたが、部屋の使用料につきましては減免をしております。なおこのみそ加工につきましては、いわゆる高い安いの考え方ございましょうが、実費負担という考え方でございますので、また各種いろんな検討をした結果の今の現状でありますので、当面は今の現状でまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） これで4番、村田桂子君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分です。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時11分 再開）

議長（西藤 努君） 報告します。議事を始める前に4番、村田桂子君から体調不良で少し休むという届け出きましたので許可してあります。

休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**6番、村松浩喜君**の発言を許します。

件名は **1. 保育園や学校の諸問題への取り組みは。**

2. 教育長在任期間の総括をです。

質問席から願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 今回私は、保育施設や教育施設に通う子供や保護者、それらの施設に勤務する保育士や教職員にかかわるさまざまな問題について質問いたします。

特に答弁者を指名しない限り、教育長または教育次長がお答えください。

まず、敷地内の禁煙についてです。

昨年度、文部科学省が公立の小中学校での受動喫煙防止対策の実施状況を調べたところ、長野県は学校敷地内を全面禁煙にしている割合が、全国最低の40.1%で、全国平均の93.4%を大きく下回ったことがわかりました。93.4%と40.1%、その差は50%以上という大きな隔たりがあったことを受けて、早速長野県教育委員会は、来年度から県立の学校全98校を敷地内全面禁煙とする方針を明らかにしています。

また、各市町村立の学校に対しても同様の取り組みを進めていただきたいようです。

また、そのような県教委の意向を受けて、長野市教育委員会は、昨日6月6日長野市立の学校全80校に、来年4月までに敷地内の全面禁煙を実施するよう通知しました。

そこで、当町の状況をお尋ねします。保育園、小中学校、さらにお子様を預かる施設として児童館も加えて、受動喫煙防止対策の実態をお答えください。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。宮坂教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 宮坂 晃君 登壇〉

教育長（宮坂 晃君） 議員のおっしゃった質問を注釈というか、さらに細かく申し上げますと、この文部科学省のアンケートですけれども3択になっていまして、1つが学校敷地内全て禁煙、それから建物内に限り禁煙、それから建物内に喫煙室を設けて分煙、この中から選べということであります。結果については議員おっしゃったとおりであります。

当町の状況でございますけれども、中学校のみ屋外に喫煙場所があります。それ以外は喫煙場所はありません、つまり吸えません。

以上であります。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それではただいま、中学校では立科町の中、喫煙する場所があるというお答えでしたが、そのほかは喫煙する場所はないということでした。喫煙する場所がないといったからといって、喫煙を禁止しているということにはならないと思うので

すが、そういったことも含めて、児童や生徒の健康を守るために、今後、どのように受動喫煙防止対策に取り組むおつもりでしょうか、お答えください。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをします。

現在、国会で審議中の健康増進法改正案、これが成立すると、学校敷地内での喫煙は20年度以降、原則認められないということであります。厚労省は、条件つきで屋外に喫煙場所を設けることを認めていますが、先ほどこれも議員おっしゃったとおり、県教委は他県の状況等を鑑みて、早急に世の中の動きにあわせて全面禁煙を進めたいということをおっしゃっています。

したがって、県立の学校では、今後職員のみならず、外部の来校者ももちろん対象となるわけで、しかも学校周辺で喫煙をしてその煙が敷地内に入ることもだめだということのようです。

これも議員おっしゃったとおり、各市町村に対しても、同一歩調で歩めということですので、私どもの立科町においても、学校施設においては全面禁煙にする方向で今のところ考えています。

また、一般外来者にもこれは周知して、協力を仰ぐようになるということでもあります。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） そうしますと、当町における学校敷地内の全面禁煙の実施の時期は、来年度当初まで待つ必要があるのか、それより前倒しで今年度中に実施されるのか、そのような方針はいかがなものでしょうか。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 実際にはもう各施設の責任者——つまり校長ですけども——とは話を進めていまして、なるべく早く実施できる方向で考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 承知いたしました。

それでは、続いては、お子さんを持った親御さん、そしてお子さんがいらっしゃる方に対しても、禁煙の啓発が必要ではないかというような視点からお尋ねいたします。お答えは町民課長にお願いしたいと思います。

子供たちの受動喫煙を防ぐには、家庭内での対策も必要であり、出産時から親御さんに対する啓発が必要だと思います。このことについて、現在はどう取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） 禁煙に対する啓発の取り組みについてでございますけれども、喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題でありまして、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題として捉えております。

毎年5月31日の世界禁煙デーから1週間を禁煙週間として、さまざまな啓発活動、取り組みが行われております。当町における啓発につきましては、広報誌、有線放送での広報、ポスターの掲示、肺がん検診の際にはチラシの配布による周知活動を行っております。

また、状态的には母子保健活動において保健師により、母子健康手帳、母子手帳交付時に妊婦さんへ健康チェック表による問診を行った上で、喫煙の有無を確認し、妊娠中の喫煙または受動喫煙による胎児また赤ちゃんへ及ぼす影響を説明をしております。妊娠期間中においては、パパとママを対象とした教室の際など、機会を捉えて禁煙等の理解を推進している状況でございます。

また、出産後におきましては、乳幼児など個別家庭訪問の際、家庭内の喫煙状況等も確認させていただきながら、分煙の徹底など個別での対応や赤ちゃん相談また子育て相談等におきましても、お母さんだけでなく、お父さんへも理解を推進しているところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、ただいま、お子様を持つ世帯の皆様への啓発活動、さまざまお答えいただきましたが、今までそういった啓発活動を実施してみてもの限界点とか課題というようなものがございましたらお答えください。

議長（西藤 努君） 斉藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） 先ほど申し上げました啓発活動につきましては基本でございまして、禁煙の推進や受動喫煙の防止に対する正しい理解を推進していくことは、大変重要だと捉えておるところでございます。ことに、禁煙の推進につきましては、喫煙者ご自身の捉え方が多様でございまして、意識を変えていくような効果的な啓発が課題といえますか、重要であると考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） お子様を持つ皆さんへの啓発、それからお子様を持たない皆さんへの啓発、そちらを実施する際には、さまざまな種類の調査結果を示したほうが説得力が増すのではないかと思います。

例えば、喫煙することによる健康面のリスクや経済的、社会的な損失のデータなどが考えられますけれども、それらの最近の内容や数値、おわかりの範囲でお答えください。できれば全国的なデータなどでしたら、立科町に置きかえた場合、どのような

数字になるのかということも、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） たばこの社会的な影響につきまして、経済的な観点から見ますと、医療費などのコストがかかる反面、税収というメリットもございます。町民の健康を増進する町民課としての立場から、健康面、また医療費への影響で申し上げますと、たばこは肺がんを初めとして喉頭がん、口腔咽頭がん、食道がん、胃がん、膀胱がん、腎盂尿管がん、すいがんなど、多くのがんや虚血性心疾患、脳血管疾患、歯周疾患など、多くの疾患また低出生体重児や流産、早産など、妊娠に関連した異常の危険因子であるといわれています。

また、最近では、喫煙がメタボリックシンドロームや糖尿病の発症のリスクを上昇させることが明らかとなっております。

また、受動喫煙の関係では、子供への影響について、たばこの因果関係がほぼ確実と発表されているものに、虫歯、ぜんそくの発症や重症化、呼吸機能低下、中耳疾患が上げられております。

厚生労働省の研究班が、今年平成26年度の国民医療費について、100万人以上のがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気になり、受動喫煙とあわせて約1兆4,900億円の医療費が必要になり、これは国民医療費の約4%を占めているとの報告書をまとめております。

平成26年度の立科町国民健康保険の療養給付費に置きかえた場合につきまして、平成26年度の医療費総額7億469万8,000円の4%で、約2,800万でございますが、こちらにつきましては、あくまでも単純な試算ということで、分析等は行っておらない状況でございますが、ご承知願います。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） さまざま健康面のリスク、経済的、社会的な損失があるというようなお答えをいただきましたけれども、なかなかそれらは100%たばこを吸うことによってそういった事柄が起こっているのかということは、特定しにくい状況であることはわかっておりますので、そういった面も考慮しながら、広報紙や啓発用の印刷物を新しくおつくりになるなど、数値的なデータを含めた啓発活動というのを進めていただければよろしいのかなと思いますのでご検討いただきたいと思います。

さて、さまざま社会的な情勢とかご自分でいろんな情報を入手した結果、禁煙したいとたばこをやめたいというような相談が町民の皆さんからあった場合、現在は役場の窓口ではどのように対応されているのでしょうか。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 窓口での実態でございますけれども、まず保健師によりまして自助努力を促しておる状況でございます。しかしたばこには依存性があるため、禁煙をす

るためには一般的に支援が必要であると考えられております。そのため相談者には、医師のアドバイスのもと、禁煙治療が受けられる医療機関をご紹介させていただいております。

また、県のホームページにおきましては、禁煙治療に保険が使える医療機関をご紹介をしている状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、ただいまは現在実施している事柄をお答えいただきましたけれども、それらの内容を踏まえて受動喫煙を防ぐための対策や禁煙を推進する対策について、今後の方針をお答えください。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 先ほど教育長の答弁の中にもございましたが、国におきましては、健康増進法の一部改正案によりまして、望まない受動喫煙対策の一層の推進を図り、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに段階的に施行をしていくとしております。

自治体におきましても、国県とも相互に連携を図りながら協力していくこととなりますので、それら国県の施策等、動向を注視してまいりたいと思っております。

また、現在行っています啓発活動につきましても、先ほど議員さんおっしゃいましたように、より理解を求めるためには、分析した資料ですとかも広報に取り入れながら、今後も機会を捉えて、禁煙の推進及び受動喫煙また分煙の推進を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 実は私も20歳から35歳までの間、15年間1日20本ぐらい——1箱です——の喫煙者でございました。それから現在まで21年ぐらいになるんですけども、その間はたばこを吸わない生活を送っているわけですけども、禁煙するときはなかなか、やはり依存症が強く、一度軽い気持ちでやめようと思ってやめられるというものではありませんでした。そういった方は多いかと思えます。私は、3回ぐらいの挑戦の末、禁煙に成功したというようなことなんですけど、それも自分1人の意思では実現しませんで、自分が禁煙するということを宣言して、その宣言に基づいて1週間吸わなかったとか、2週間吸わなかったとかというふうな記録がある機関に報告して、それを自分の励みにもして、1カ月後にはやめられたと、そんなふうな経験もございます。

なかなか先ほど町民課長、自助努力を促すというふうにおっしゃいましたが、お1人でやめるというところにはまでは、気持ちはあっても体が言うことを聞いてくれないというような面もあるわけなんです。そうした場合に、やはり町のほうで費用をか

けないで、それほど本人の負担にならない、意志があれば禁煙が実施できるような、保健師さんによる、毎日喫煙本数を記録して3カ月後に報告してくださいよというふうな指導ですとか、それから禁煙を志す皆さんが何人かで集まって禁煙クラブといたしますか、私は今こんな状況だけどあなたはどうかというふうな、禁煙をしたい皆さんのコミュニティのようなものの窓口を役場が担うとか、そういうふうな形でなるべく禁煙をしたいという志がある方の支援をしていただけるような形をとっていただければというふうな思いもございます。またご検討いただければと思います。

さて、また話題は変わります。ここからの質問には再び教育長または教育次長がお答えください。

教職員の皆さんの働き方改革についての質問でございます。

長野県教育委員会は、昨年11月、学校における働き方改革推進のための基本方針を策定しました。これには教職員の負担を軽減して、質の高い授業を実現するために、時間外の留守番電話対応や学校閉庁日を設定するなどの取り組みが示されています。

現在、当町での小中学校、保育園の夜間、休日の電話対応や教職員の皆さんの勤務の実態はどのようなものでしょうか、お答えください。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 今年の5月ですけれども、県教委それから市町村教育連絡会、それから県PTA連合会、この合同で働き方推進会議というのが開かれました。ここで、学校閉庁日を一定期間設ける、月2回以上の定時退勤日を全ての学校で設定する等々が提起されたようであります。

実はこれ緊急時にはどうするのかという課題はありつつも、恐らく今後一般的な世の中の流れになっていくんだろうなというふうに推測はするわけであります。

当町では毎日多分11時過ぎまで小学校、中学校は教頭がいるので、電話対応は可能なわけでございますけれども、本当に子供にかかわることは保護者が直接担任に連絡をしている場合が多いと思います。保育園も同様です。また、休日もほとんど教頭が学校へ出てきているので、一般的な電話対応はしているのかなというふうに思います。

ということで、昔に比べると勤務状況というのは、先生方は大分早く帰れるようになってきたわけではありますけれども、学校の中核にいる方、特に教頭は月平均で120から30時間の残業をしているというふうに、経験的にも思っています。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、先ほどお答えいただいた当町の実態ですとか、それから県教委による指導、それからさまざまな会議、そういったものを踏まえて、当町の小中学校、保育園では働き方改革を推進するという目的で実施していることは、現在はございますでしょうか。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） ということで、諸般の状況に鑑みまして、学校ではまず会議を精選する、今までもうほとんど毎日のように会議が放課後行われているわけですが、それを精選する。それから会議の終了時刻を何時までって決めたらそれは必ず守る。それから、今年から小学校では特にそうなんですけども行事を精選する等々取り組みを始めています。

なお、中学校では、これ国県から補助金が出て、部活の指導員制度というのができまして、これを中学校では採用しています。部活を面倒を見てもらうかわりに、教員がそれ以外の仕事、子供たちと向き合う仕事をするというような制度であります。

また、小中ともにですけれども、昨年度から教員の登下校時刻を記録するシステムがありまして、これで何時に登校、何時に下校、それを見て管理職が点検と指導ができるような制度になっています。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、1点答弁漏れがありましたのでお願いいたします。教育長か教育次長にお答えいただきたいのですが、働き方改革を推進するために、保育園においては実施されていることはございますでしょうか。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 保育園も園長がなるべく用のない場合は早く帰るような指導をさせていただいています。ただ、運動会とか大きい行事のある場合にはどうしても残業時間が遅くなってしまいうような状況であるようです。なお、電話も小中学校と同様に、保護者が相談ある場合は直接担任に電話をしているということのようであります。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 学校などの教育現場での働き方改革は、先生方に対しては勤務時間が短いほうが学習の指導に集中できるという事柄がある反面、保護者や子供たち本人にしてみると、何かあったときにはすぐに先生に相談したいとか、そういったニーズもあるということで、なかなかこれ調整をしてお互いにいい方向にまとめるということは、あまり簡単ではないのかなというふうな気もいたしますけれども、今後どのように、この働き方改革、教職員の皆さんのものについて進めていくか、現在のところ、立科町で定まっている方針があればお答えください。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 特に方向性を今議論しているわけではありませんけれども、やはり世の中の保護者の方から理解を得ないとなかなか進まないと思うんです。ですので、国県の動向というか動きが世の中に広く周知されるようになると、多分これはさらに早く進むのかなというふうには思っています。これもですから、県や教育委員会がどの

ような方向性を示すのかを注目していきたいというふうに思っています。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、次の質問にまいります。各種検定の受験料の補助についての質問です。

実は、この質問は思い返すところ12年前ですね、私が1期目の任期中に平成16年3月の定例会で同じような質問を提案したところでございますが、以降様子を見ていますと、当町においては実施されていない事柄ですので、このたび再び12年の時を経て質問をしようというふうに思い至りました。

それでは質問にまいります。日本漢字能力検定協会が実施する漢字検定や日本英語検定協会が実施する英語検定は、学力の向上を期待でき、進学や就職にも役立つものです。当町においても、受験する小中学生は確実に存在すると思われませんが、その受験料を補助すればご家庭の経済的な負担を軽減するとともに、児童生徒の学習意欲を高めることにつながると思います。

参考までに、現行の受験級と学校などを受験会場とした場合の検定料は、漢字検定が小学1年生程度の10級1,500円から、大学一般程度の1級5,000円までの12階級ございます。

英語検定は、中学初級程度の5級2,000円から大学上級程度の1級8,400円までの7階級になっております。

このような検定料を補助するという制度について、教育長はどのように思われますでしょうか、見解をお尋ねします。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 今後、英語検定略して英検と呼ばさせていただきます、漢字検定は漢検と呼ばさせていただきますけど、今議員さんおっしゃるとおり、普通の高校生程度が受ける英検2級、これ高校卒業程度の英語学力だということですが、これは5,400円かかると。漢字検定も1番受ける2級ぐらいになると3,500円ということだそうです。

村松議員が十数年前に一般質問していただいたということで、大変ありがたいことですが、その当時と比べると実は世の中の状況は大分変わって、今この漢検、英検が実は大学入試に使われる時代になってきました。多分、この受験率はこれからどんどん上がっていく状況だというふうに思います。

ちなみに、昨年度は小中だけで合計374名が受験をしています。高校生はこの30%ぐらいかなというふうに推察はするわけですが、これ1回落ちると何回も受け続けなければいけませんので、かなりの負担になるわけです。これを町が補助できれば大変いいかなというふうに思います。この補助については、現在も多くの自治体が既に実施しております。学力向上の観点から見ても、実現すれば大変よい制度だなというふうには考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 漢字検定にしても英語検定にしても、検定ですので合格する方もいれば残念ながら失敗する方もいるという結果にはなるんですけども、学習能力を高めるには、その受験に取り組むまでのプロセスが非常に重要であります。目標として設定した級の合格に向けて勉強すると、そういうプロセスにこそ能力向上の鍵があるというふうに私は考えております。

また、小学校、中学校が1つずつしかない当町の児童生徒の皆さんは、何かの合格、不合格が分かれている、競争するという意識の中での戦う意欲というんですかね、そういったものが乏しいというふうな傾向があるかというふうな心配もしております。ですので、合格に向かって取り組むというそのプロセス、また競争力を醸成するためにも、ぜひ前向きにご検討いただければと思うんですが、これには予算措置が伴いますので、今の時期で年度内の予算計上、そういったことはちょっと不可能な気もいたしますけれども、町長におかれましては、こんな提案もあったということを来年度の予算編成に当たっては、ご配慮いただければありがたいのかなというふうに思います。

それでは、次の質問にまいります。教育長在任期間の総括をとということで、これは教育長にお答えいただきたいと思っております。

今月末、6月30日付で教育長の任期は満了いたします。宮坂教育長は、当町では初めて、平成27年度の法律改正に基づいて、町長から直接任命される教育長となったわけでありまして。それまでの制度とは異なる状況のもと、当初はとまどいながらの任務遂行でご苦労も多かったかもしれません。現時点では、次の3年間も再任される可能性はありますが、ひとまず一区切りとして今回の任期3年間を振り返り、実績や成果を自己評価の形でお答えいただければと思うのですが、お願いいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に答弁を求めます。宮坂教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 宮坂 晃君 登壇〉

教育長（宮坂 晃君） 私がこの職を拝命して早くも3年が過ぎました。こんな発言の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

私、就任の挨拶の中でこのようなことを申し上げました。「自然豊かな風土と向学の気概に富んだ精神性をあわせ持つ立科町、この恵まれた場で子供たちが夢を持つこと、夢に向かってたくましく成長していく環境づくりに尽力したい」こんなことを言ったそうです。夢の実現のためには志を立てる力、粘り強く追及する力、人とかかわる力、自分の資質を人類の幸福につなげる力などが必要だと思っております。

町の将来を担っていく子供たちのために、ありとあらゆる場所において、それを追求できる環境づくりをしたいなというふうに考えてここまでできました。

さて、大風呂敷は広げてみたものの、どのぐらいできたかはわかりません。とりあ

えず私がこの3年間で中心課題と捉えてきたのが2つありまして、1つが蓼科高校の存続発展と立科教育の推進であります。幸いなことに、蓼科高校はかろうじて第1期再編計画には抵触せずに済みました。大変ありがたいことです。ただし、現在の出生生徒数の数を見ますと、非常にもう危機的な状況にあることは変わりません。

以前、同僚議員の質問にもお答えしたわけでありましてけれども、蓼科高校の支援は、今通っている高校生のために支援しているものではありません。これから立科町で生まれる、将来の子供たちの支援のために行っているものです。

来年からいよいよ望月高校が生徒募集停止になります。その後、立科町、蓼科高校もなくなってしまうと、大地に住んでいる子供たちは、それはお金があれば幾らでも自由に学校を選択できますけれども、そうでない家庭は行く高校すらなくなってしまう、憲法違反です。ということで、この問題はこれまでもやってきたし、これからももし私がいれば、ぜひ取り組みたいというふうに思っています。

次に、5年前に始まった立科教育の推進でありますけれども、立科教育は大きくいって4つの課題からなっております。1つが幼稚園的要素を加味した保育園の運営及び幼児教育の充実、それから障害のある児童生徒の支援、それから小中高の連携による学力向上授業、これは教科では算数、数学それから英語で取り組んでおります。これも幸いなことに、中学校の全国学力検査の平均点は年々向上しており、大変うれしく思っています。

最後に4点目が、情操教育の充実ということで、これは実は後でもう一度出てきますけれども、取り組みはなかなか進んでおりません。私はこの立科町の子供たちが、ふるさと立科を愛する心を醸成することが、本当に大事だというふうに思っています。一旦は離れても、再びふるさとへ戻ってくる子供たちを育てたい、こういうふうに思っています。

県内の高校で始まった信州学のモデルは、蓼科高校で始まった蓼科学であります。これは先生方にも協力をしていただかないといけないわけですが、地元の子供たちに町の環境、町の歴史、偉人、こういうものについてぜひしっかりと学んでもらいたいというふうに思っています。これはですので、課題になります。

最後ですが、これは町長の考えともシンクロする部分があるわけですが、現在は人口減少が進む立科町ですが、この町で育ってよかった、子育てをしてよかった、そんな考えを持っていただければ、将来の展望も開けてくるのかなというふうに思っています。

以上であります。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、ただいまの答弁の中で、一部含まれていたところもあるかもしれませんが、立科町の教育について、今後どのような課題があるとお考えか、先ほどの答弁に含まれなかったものがあればお答えいただきたいと思っております。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） これまでもそうでしたし、これからもそうだというふうに思っていますが、蓼科高校の存続発展と立科教育の推進、この2つは、もう最重要課題だというふうに思っています。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、宮坂教育長の3年間のご自身の勤務の内容ですね、働き方というのを自己採点すると、100点満点で何点をおつけになるでしょうか。お答えください。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 今までいただいた一般質問の中で、一番難しい答えだと思えますけども。達成したこともあります、それから課題もあります。足して2で割って50点というところで答えさせていただきます。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 50点という自己採点、少し厳し目な自己評価だったかなというふうに思いますが、それぞれの皆さん、町民の皆さんの評価もお知りになりたいかなというところであるかと思うんですけども、また機会があればリサーチしていただければなというふうに思います。

それでは、先ほど冒頭でも申し上げました、まだこの次の3年間再任される可能性もあるわけなんですけれども、ひとまずこれまでの任期3年間を振り返りまして、今までの答弁の中で発言し切れなかったところがございましたら、何かあればお尋ねしたいのですがいかがでしょうか。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 私も仕事柄いろんな町へ行って教育をしてきたわけですけども、立科の子供たちは今まで見た中で、一番かわいいと思います。素直で本当にいい子供たちだなと、この町の宝物は子供たちだなというふうに心の底からそう思っています。

以上です。

議長（西藤 努君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、宮坂教育長におかれましては、3年間お疲れさまでした。これで一区切り、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西藤 努君） これで6番、村松浩喜君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午前11時56分 散会）